

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

令和7年(ネオ)第1031号 上告提起事件

上告人 山縣 真矢 外7名

被上告人 国

## 上告理由書 別冊A

### 憲法制定後の社会状況等の変化

2026(令和8)年2月3日

最高裁判所 御中

上告人ら代理人

弁護士 上 杉 崇 子

弁護士 寺 原 真 希 子

ほか

## 目次

第1	憲法制定当初の認識－「異性愛規範」「シスジェンダー規範」	4
第2	精神医学分野における認識の変革	7
第3	国際人権法における性的指向・性自認に基づく差別禁止原則の確立	10
第4	いわゆる「同性婚」に関する世界の動向	13
1	いわゆる「同性婚」の世界的な広まり	13
2	制度導入における司法機関の役割	15
3	婚姻制度の内容に関する差異	17
4	別制度モデルから、平等モデルへ	18
第5	家族分野における国際人権法上の認識の変革	20
1	事実婚と同等の保障	20
2	家族形成の権利の保障と制度構築義務	22
3	法律婚へのアクセスの保障	23
第6	日本国内での国の施策－性的指向・性自認の尊重と差別の禁止	25
第7	日本国内での地方自治体の施策	26
1	性的指向・性自認の尊重、差別の禁止	27
2	家族形成支援のための施策	28
3	親子関係に関する施策	30
(1)	法律上同性のカップルによる子育て	30
(2)	親子関係を証明する制度の導入	32
(3)	養育里親の委託	32
(4)	補論：性的少数者による子育てについての考え方	33
第8	国会の動き	33
第9	日本国内の民間の取り組み	34

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

第10	世論の動向	36
1	いわゆる「同性婚」の導入に関する世論	36
2	社説	38
3	婚姻に関する意識	38
第11	いわゆる「同性婚」に賛成する各種団体の意見	39
第12	司法の判断	41
1	府中青年の家訴訟 東京地裁判決・東京高裁判決	41
2	不貞行為にかかる損害賠償請求事件 宇都宮地裁真岡支部判決	42
3	「結婚の自由をすべての人に」訴訟 各地裁判決・高裁判決	42
4	特例法違憲最高裁大法廷決定	46
5	犯給法最高裁第3小法廷判決	47
6	氏の変更許可申立事件審判	48
第13	まとめ	49

\* 本別冊 A は、2024 年 5 月 29 日付控訴理由書第 1 分冊の別紙 1 に同年 6 月 28 日付控訴審第 1 準備書面、2025 年 5 月 7 日付控訴審第 7 準備書面記載の事実等を反映させ、適宜表現を調整するなどして作成されたものである。

## 第 1 憲法制定当初の認識—「異性愛規範」「シスジェンダー規範」

1 人の性の在り方は実に多様で、生活をともにする相手も、異性であったり同性であったりする。それが人の性の自然なあり方である。

しかし、欧米諸国においては、中世からキリスト教の影響により同性間の性行為や異性装行為が宗教上の罪とされ、近代期においても、法的処罰の対象とされていた。19 世紀後半において、同性愛や異性装者等を精神的病理とする主張がなされるなど、同性愛者や異性装者等は、正常な人の在り方から逸脱した異常な存在であるとの認識が浸透していた（甲 A 2 4 [45 頁から 48 頁]、甲 A 1 4 0 [77 頁から 84 頁]、甲 A 3 0 0 [4 頁から 5 頁]）。

日本でも、すでに江戸時代において男性間の性行為が取り締まりの対象とされるなどしていたが、明治時代になると、近代化の過程において、欧米諸国からの強い影響を受け、現在の概念でいう同性愛者やトランスジェンダー等の性的少数者は、治療すべき対象であるとか、正常な人の在り方から逸脱した異常な存在であるとの認識が受容され、広く浸透していった（甲 A 1 4 0 [94 頁から 102 頁]、甲 A 1 7 4 [4 頁から 37 頁]、甲 A 2 5 6、甲 A 2 5 7、甲 A 2 9 8、甲 A 2 9 9、甲 A 3 4 7 [3 頁から 6 頁、17 頁から 22 頁]）。

こうした認識は、戦後も引き継がれた（甲 A 1 7 4 [38 頁から 47 頁]）。例えば、1979 年 1 月の文部省の「生徒の問題行動に関する基礎資料—中学校・高等学校編」では、「同性愛は・・・一般的に言

って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為になり得るもの、現代社会にあっても是認されるものではないであろう。」(甲A142)と記載されていた。1983年の広辞苑でも同性愛は「異常性欲の一種」と書かれていた(甲A141の1、同2)。このような日本社会における認識に、上告人らをはじめ多くの同性愛者、トランスジェンダーなどの性的少数者が苦しめられた(上告人ら本人尋問、上告人ら各陳述書など)。

このような認識が、日本において改められだしたのは、後述6のとおり、主として2000年代になってからである(甲A174[47頁から51頁])。

このように、日本社会において、遅くとも明治期以降、21世紀初頭に至るまで、シスジェンダーの異性愛以外の性の在り方を異常なもの、劣ったものとして差異化する、いわゆる「異性愛規範」や「シスジェンダー規範」が社会の隅々にわたって共有されていた。そのため、同性愛者やトランスジェンダーなどの性的少数者はシスジェンダーの異性愛者と等しい人格的存在とみなされず、法律上同性間の親密かつ永続性のある人的結合関係はおよそ法的保護を及ぼすべき対象として意識されることがなかった。

2 上記のような認識は、法律上同性のカップルの婚姻や家族としての保護の在り方にも強い影響を与えた。

例えば、明治になり、日本は、欧米諸国に倣って近代的婚姻制度を導入したが、その過程において、婚姻を「各人天賦の権利」として、禁治産者や「産子の能力」を欠く場合でも婚姻から排除されるべきではないとの議論がされる一方で(甲A162)、法律上同性のカップル

も婚姻の当事者となりうることに認識が至らず、欧米諸国での婚姻とは男女間の関係を定めるものであるとの前提が無批判に受け入れられ、明治民法の規定が整備された。学説上も、人の性の在り方に対する深い考察がなされることがないまま漠然と、婚姻の当事者の一方は男性、他方は女性であることを要し、同性間において終生的共同生活を約しても婚姻関係は生じないなどとされていた（甲A159、甲A175、乙3、乙4、乙5）。

1946年の憲法制定とそれに伴う民法改正時も同様であり、審議録によれば、家族制度における封建制の撤廃などが議論されたが、婚姻は男女間のものであることに疑問が持たれることはなかった（甲A168、甲A169、乙6、乙7、乙22、甲A209 [6頁から16頁]）。学説も同様であった（甲A179、乙9、乙26）。

憲法24条1項及び2項において「両性」などの語が用いられた背景には、上記のような事情があったのである。

なお、婚姻は男女間のものであることに疑問が持たれることがなかったことに加えて、憲法制定や民法改正の審議過程において、法律上同性のカップルの婚姻の可否というアジェンダは設定されておらず、婚姻を法律上異性のカップル間のものに限定するという積極的判断も全くなされていないこと、審議の過程において、金森国務大臣から、家族観は時代とともに変遷するものであり、それは時代に応じた形で立法によって制度化されるという趣旨の発言がなされていたことも、同時に押さえておく必要がある（甲A209 [15頁から16頁]）。

3 しかし、以下で見るとおり、20世紀半ば以降、上記の「異性愛規範」や「シスジェンダー規範」は徐々にその正当性を失っていき、現在では、全くその正当性を失っている。

## 第2 精神医学分野における認識の変革

1 変革は、まず、精神医学分野から始まった。20世紀半ば以降、アメリカにおいて、キンゼイ、フォード、ビーチ、フッカーらにより、同性愛者への差別と偏見を支えた同性愛自体を疾病とする認識に根拠がないとの報告や実証的な研究が積み重ねられた（甲A7の1 [138頁から143頁] III A、甲A7の2 [6頁から9頁]、甲A54 [987(25)頁から988(26)頁]）。

それらの報告や実証研究の積み重ねを受け、1973年12月、アメリカ精神医学会は、同性愛そのものは精神障害と扱わないことを決定し（甲A30の1 [380頁]、甲A30の2 [6頁]）、1975年1月、アメリカ心理学会も、「同性愛そのものは、判断能力、安定性、信頼性及び一般的な社会的能力や職業能力における障害を意味しない。」との代議員大会決議を採択した（甲A3の1、甲A3の2）。

アメリカ精神医学会が1968年に刊行した「精神障害の診断と統計マニュアル第二版（DSM-II）」では「同性愛 Homosexuality」が「性的逸脱 Sexual Deviations」の一つとされていたが、1973年12月の決定を受けて、DSM-IIの7刷以降の版から、上記記述は削除された（甲A30の1 [380頁]、甲A30の2 [6頁]）。また、DSM-IIIでは採用されていた「自我違和的同性愛」という診断名も、1987年に改訂されたDSM-III-Rでは削除された（甲A31の1、甲A31の2、甲A54 [989(27)頁]）。

世界保健機構（WHO）による「国際疾病分類（ICD）」においても、ICD-9では「同性愛」が独立の診断名として採用されていたが、ICD-10（1992年）では削除され、「性的指向それ自体は

障害とみなされない」と明記された（甲 A 3 2、甲 A 3 3 の 1、甲 A 3 3 の 2、甲 A 5 4 [ 9 8 9 ( 2 7 ) 頁]）。

日本においても、日本精神神経学会が、1995年、市民団体からの求めに応じて、「ICD-10に準拠し、同性への性指向それ自体を精神障害とみなさない」との見解を明らかにした（甲 A 5 4 [ 9 8 9 ( 2 7 ) 頁]）。

このようにして、20世紀中葉以降、まず、精神医学の分野において、同性愛を精神疾患とする知見に合理的な根拠がないことが実証的に明らかにされ、同性愛は精神疾患に当たらないとする認識が確立した。

2 性別に違和感を持つ者に関しては、1960年頃までは、主として、性自認を身体的性別に一致させることを目的に、精神科医において、精神分析療法や電気ショック嫌悪療法などが用いられていた（甲 A 2 4 [ 4 8 頁から 4 9 頁]）。

しかし、1960年代になって、外科的技術及び内分泌学の進展を背景に、身体的性別を性自認に一致させることを目的とした治療方針が登場し、普及していった。また、同時期に、ジェンダーアイデンティティという概念が導入され、生物学的性、性的指向、性別に対する違和感はジェンダーアイデンティティの問題であるにとらえられるようになった。これにより、ジェンダーアイデンティティの尊重が医療の分野において共通の認識となり、これを尊重する治療方針が主たる治療方針となった（甲 A 2 4 [ 4 9 頁から 5 0 頁]、甲 A 3 0 0 [ 5 頁から 6 頁]）。

日本においても、上記のような世界的な動きの影響を受け、日本精神神経学会から1997年に「性同一性障害の診断と治療のガイドラ

イン」が発表されると、これに準ずることにより上記のような治療の取組みが広まった（甲A24 [57頁から59頁]、甲A28 [6頁6行目から8行目]）。

その後、トランスジェンダー概念の登場や同性愛の非病理化の動きを受けて、アメリカ精神医学会が1980年に刊行したDSM-IIIにおいて分類したように、性同一性障害という精神疾患として分類することについて、身体的性別とは異なる性自認は多様な性の一つであり、精神疾患とされるべきではないという批判がされるようになった（甲A24 [54頁から56頁]、甲A300 [6頁から7頁]）。2006年に採択されたジョグジャカルタ原則でも、身体と異なる性同一性それ自体は治療等を要する病的症状ではない旨が明言された（甲A38の1、同2）。

このような批判を受け、アメリカ精神医学会が2013年に刊行したDSM-Vでは性同一性障害という名称から、性別違和という名称に変更された。世界保健機構（WHO）が2018年に発表したICD-11においても、性同一性障害という名称から、性別不合（gender incongruence）という名称に変更され、性別不合が、ICD-10までの「精神および行動の障害」の下位分類から外れ、「性の健康に関連する状態」の下位分類に位置づけられた。これにより、性別不合が疾病ではないことが明らかにされ、同症状の脱病理化が図られた（甲A24 [56頁から57頁]、甲A300 [7頁から8頁]）。

このように、トランスジェンダーについても、医療の必要性が存在することなどから同性愛とはまた異なる軌跡をたどってはいるが、脱病理化のプロセスが進み、生物学的特徴に基づき出生時に割り当てられる性別とは異なる性自認を持っていることは、人の多様な性の在

り方の一つであり、人権として尊重されなければならないという認識が広がっている。

### 第3 国際人権法における性的指向・性自認に基づく差別禁止原則の確立

1 精神医学分野における認識の変革と並行して、同性愛やトランスジェンダー等も、人間の性の自然なあり方の一つであり、性自認及び性的指向を理由に世界人権宣言等で確認された諸権利を制限したり、差別することは許されないという認識が、自由権規約をはじめとする国際人権法上の普遍的認識に高められていった。

2 そのきっかけとなったのが、1981年のヨーロッパ人権裁判所のダジャン対イギリス事件判決<sup>1</sup>である。同裁判所は、同判決において、北アイルランドのソドミー法がヨーロッパ人権条約8条の権利を侵害すると判断した。その後も同趣旨の判例が積み重ねられ、成人同性間の性行為を処罰することがヨーロッパ人権条約8条の「私生活の尊重を受ける権利」を侵害するとの判例が確立された（甲A36 [148頁、152頁]）。

そして、1994年3月31日、自由権規約委員会は、個人通報事例であるトゥーネン対オーストラリア事件に関する見解<sup>2</sup>において、タスマニア州のソドミー処罰規定が自由権規約17条<sup>3</sup>の私生活の尊重を受

---

<sup>1</sup> Dudgeon v. the United Kingdom, Judgment of 22 October 1981, Application no. 7525/76.

<sup>2</sup> Human Rights Committee (CCPR), Toonen v. Australia, Views of 31 March 1994, Communication no. 488/1992. U.N. Doc. CCPR/C/50/D/488/1992.

<sup>3</sup> 自由権規約17条は、私生活等への干渉や攻撃の禁止及び、法律により干渉や攻撃からの保護を受ける権利を定める（甲A458の1、同2）。

ける権利を侵害し、同条に違反していると認定するとともに、同 2 条 1 項（差別なき人権尊重と保護の義務）<sup>4</sup>及び同 2 6 条（平等及び差別禁止と差別からの保護）<sup>5</sup>の「性 sex」には「性的指向を含む」と解釈したうえで、同 2 条の違反を認定した（甲 A 3 7 の 1、同 2）。これにより、日本が締約国である自由権規約との関係でも、同性愛が人権問題と位置づけられることとなった（甲 A 3 6 [1 5 3 頁]、甲 A 1 8 1 [1 0 頁から 1 3 頁]）。

また、2002 年に下されたグッドウィン対イギリス事件判決<sup>6</sup>において、ヨーロッパ人権裁判所が、性別記載の変更が単なる書面上の形式的な問題ではなく、個人の尊厳や人格的自律に根源的で不可欠な要素であると述べ、性自認尊重のために国家は性別記載の変更手続きを整備する義務があると結論付けたことを契機に、自由権規約 1 7 条やヨーロッパ人権条約 8 条の私生活の尊重を受ける権利の文脈で、トランスジェンダーの権利が人権と位置付けられるようになった（甲 A 3 0 3 [9 7 頁、9 9 頁]、甲 A 3 0 2）。

3 さらに、これらの成果を法的文書として定式化することが目指され、2006 年のジョグジャカルタ原則（性的指向および性自認に関連する国際人権法の適用に関する原則）となって結実した。同原則では、すべての人間は尊厳と権利において生れながらに自由にして平等

---

<sup>4</sup> 自由権規約 2 条は、締約国は、人種、皮膚の色、性にかかわらず、自由権規約上認められる権利を尊重し、当該権利の実現のために必要な立法外その他の措置を取る義務を負うことを定める（甲 A 4 5 8 の 1、同 2）。

<sup>5</sup> 自由権規約 2 6 条は、法の下での平等、人種、皮膚の色、性などを理由とする差別を禁止している（甲 A 4 5 8 の 1、同 2）。

<sup>6</sup> Goodwin v. the United Kingdom, Judgment of 11 July 2002, Application no.2897/95.

であり、各個人の性的指向や性自認のいかに拘わらず、全ての人権を完全に享受することなどが謳われている（甲A38の1、同2）。

また、2008年12月の性的指向と性自認に関する国連宣言でも、性的指向や性自認にかかわらず、人権はすべての人に平等に適用されることを求める無差別の原則が再確認された（甲A279の1、同2）。

- 4 上記のような国際人権法上の認識の変革に呼応して、国連もその人権施策において、性的マイノリティの権利保障に積極的に取り組むようになった。

2011年6月の国連人権理事会による「人権、性的指向及び性自認」と題する決議（A/HRC/RES/17/19）では、世界のあらゆる地域での、性自認及び性的指向を理由とした暴力や差別に重大な懸念が表明され、人権高等弁務官に対し、差別的な法律や法の運用、性自認や性的指向を理由とする個人に対する暴力について、同年12月までに、全世界的な調査を行うことを要請し、その報告を受け討議するためのパネルを開催すること、この問題に引き続き取り組むことが決定された（甲A39の1、同2）。同理事会は、2014年9月にも再び同様の決議を行い（甲A286の1、同2）、2016年には、性自認・性的指向による人権侵害を研究調査する「独立専門家」を任命し、取り組みを強めた（甲A121 [4頁]）。まさに、「性的マイノリティの権利保障は、国連の人権施策における主流に位置づけられ」たのである（同上）。

- 5 日本も、このような国際人権法や国連の人権施策上の動きに呼応して、国際舞台において性自認及び性的指向に基づく差別の解消に積極

的な役割を果たすことを表明するとともに、実際にそのように行動をとってきた。

例えば、2008年に結成された国連LGBTコアグループの結成当初からのメンバーとなり（甲A278の1、同2）、上記2008年の性的指向と性自認に関する国連宣言では、同宣言の原案提出国の一つとして名前を連ね（甲A279の1、同2）、上記2011年6月の「人権、性的指向及び性自認」と題する決議（A/HRC/RES/17/19）（甲A39の1、同2）等に賛成票を投じた。また、2008年の自身に対する普遍定期審査では、「性的指向に基づくあらゆる人権侵害は看過できない」と述べた（甲A274の1〔第29項〕、同2）。

さらに、2023年5月20日、日本が議長国を務めたG7広島サミットにおいて「G7広島首脳コミュニケ」が採択され、その42項で「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」ことが宣言された（甲A486）。

#### 第4 いわゆる「同性婚」に関する世界の動向

##### 1 いわゆる「同性婚」の世界的な広まり

2000年にオランダで法律上同性のカップルの婚姻を可能とする制度が法制化されたことを皮切りに、本件の口頭弁論終結日<sup>7</sup>現在、39の国・地域において法律上同性カップルの婚姻の法制化が実現、ないしは、裁判所の命令により法律上同性のカップルの婚姻が認められる<sup>8</sup>に至っている。

---

<sup>7</sup> 2025年5月20日である。

<sup>8</sup> 具体的には、ネパールを指す（甲A609の1、甲A609の2）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

[施行年一覧] (甲A447、甲A608の1、同2、甲A934から甲A936など)

2001年	オランダ
2003年	ベルギー
2005年	スペイン、カナダ
2006年	南アフリカ
2009年	ノルウェー、スウェーデン
2010年	ポルトガル、アイスランド、アルゼンチン
2012年	デンマーク
2013年	ブラジル、フランス、ウルグアイ、ニュージーランド
2014年	英国 (北アイルランドを除く)
2015年	ルクセンブルク、メキシコ、アメリカ、アイルランド
2016年	コロンビア
2017年	フィンランド、マルタ、ドイツ、オーストラリア
2019年	オーストリア、台湾、エクアドル
2020年	コスタリカ、英国 (北アイルランド)
2022年	チリ、スイス、スロベニア、キューバ
2023年	アンドラ、ネパール、エストニア
2024年	ギリシャ
2025年	タイ、リヒテンシュタイン

このように法律上同性のカップルの婚姻を認める国・地域は、ヨーロッパや北米の国々だけでなく、アフリカ (南アフリカ)、中南米 (アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、メキシコ、コロンビア、エクアドル、コスタリカ、チリ、キューバ)、オセアニア (ニュージーラン

ド、オーストラリア)、アジア(台湾、ネパール・タイ)にも広がっており、いわゆる「同性婚」の法制化は、国・地域を超えた揺るぎない潮流となっている<sup>9</sup>。

なお、G7構成国で法律上同性のカップルの婚姻を法制化していないのは、カトリック教国であるイタリアと日本だけである。ただし、イタリアは、2016年に婚姻と同等の法的効果を有する登録パートナーシップを導入済みである(甲A572[35頁から36頁])。

## 2 制度導入における司法機関の役割

いわゆる「同性婚」の導入に当たって、アメリカ(甲A107)や台湾(甲A109の1、同2)などのように、司法機関が、法律上同性のカップルの婚姻の法制化のための立法措置をとることが憲法上の要請であると判断したことがきっかけとなった国や地域も複数存在する。

司法機関においていわゆる「同性婚」を認めないことは憲法違反だと判断されたことにより、法律上同性のカップルの婚姻が可能となった国として、アメリカ、台湾のほかに、例えば、カナダ(甲A569[142頁から143頁]、甲A570[41頁から42頁])、南アフリカ(甲A569[143頁から145頁]、甲A570[44頁から

---

<sup>9</sup> 比較憲法学の専門家らによるアミカス・ブリーフは、いわゆる「同性婚」の法制化等が国・地域を超えた揺るぎない潮流となっていることに関し、「同性婚の承認が、特定の法的伝統や辺境の国々、特殊な種類の社会に限定されるものではないことを示して」おり、「日本もその一員であるグローバルな国家共同体の中で、LGBTQIA+の人々の精神的に平等におくことは、結婚を含む社会の他の人々が利用できるあらゆる権利と自由の行使を可能にしない限り完全なものにはならない、という認識が広がっている」と指摘する(甲A643の1、同2・パラグラフ4[2頁から3頁])。

46頁))、コロンビア(甲A103 [72頁から73頁])、コスタリカ(甲A591 [48頁])、エクアドル(甲A105)、スロベニア(甲A355)、オーストリア(甲A103 [77頁])などがある。

また、後述のとおり、ドイツでは、いわゆる登録パートナーシップ制度と婚姻の差について、裁判所が平等原則違反と認定した判断が重ねられたことがきっかけとなって、法律上同性のカップルに対しても婚姻が認められるようになった(甲A571、甲A572、甲A576の1、甲A576の2、甲A577)。

上記の国々は「多様な法的伝統や異なる社会的背景を有する」。しかし、そうであるにもかかわらず、「多くの国々の裁判所が、LGBTQIA+のカップルを婚姻制度から排除することは、平等と非差別、尊厳、自己決定と自律に対する権利の侵害に相当するとのきわめて類似した理由づけを採用している」(甲A643の1、同2・パラグラフ23 [9頁])。多様な法的伝統や異なる社会的背景がありながら、各国の裁判所は「現代社会における婚姻制度の社会的・物質的価値を考慮すると、LGBTQIA+のカップルは、婚姻制度にアクセスする権利(そしてその選択)なしに、他の個人と平等な条件で、社会におけるあらゆる権利と自由を享受しているとは言えない」(同上)、「同性婚の承認に向けた要請は、そのような承認が平等、尊厳、プライバシーに対する憲法上の権利またはコミットメントを前進させる」という共通理解に立ち(甲A643の1、同2・パラグラフ6 [3頁])、いわゆる「同性婚」を認めないことは憲法違反といった司法判断を下しているのである。これら「平等」、「尊厳」、「プライバシー」という憲法上の権利は、日本国憲法の13条(個人の尊重)、14条1項(法の下での平等)、24条1項(婚姻の自由)、24条2項(個人の尊厳と法の下での平等)とも共通の基盤を有しており(甲A643の1、同2・パラグ

ラフ 6 [3 頁]、同パラグラフ 9 [4 頁]、同パラグラフ 15 [6 頁] など)、上記の各司法判断は本訴訟においても大いに参考となるものである。

### 3 婚姻制度の内容に関する差異

いわゆる「同性婚」を認める国において、当初、法律上異性間の婚姻と、法律上同性間の婚姻の内容に関し、嫡出推定規定の適用の有無、養子縁組の可否、生殖補助医療利用の可否等について、差異を設ける国も存在した(甲 A 4 3 [7 7 頁から 7 8 頁]、甲 A 5 6 9)。

しかし、例えば、当初、養子縁組が認められていなかったベルギー、ポルトガル、オランダは、現在では養子縁組が認められている(甲 A 5 6 9・II 1 [1 4 0 頁]、同 2 [1 4 1 頁]、同 III 1 [1 4 1 頁])。また、法律上同性カップルの相手方の子どもとの養子縁組を認めないことについて、ヨーロッパ人権条約 1 4 条(差別の禁止)に違反するとしたヨーロッパ人権裁判所の判決も存在する(甲 A 5 7 1・II 2 [3 頁から 5 頁])。

第三者からの精子提供などの生殖補助医療の利用に関しても、法律上女性のカップルについては利用が認められるに至っている(甲 A 5 6 9・I [1 3 9 頁]、甲 A 5 7 4)。オーストリア憲法裁判所は、2013年12月10日の判決において、法律上異性のカップルに限定する生殖補助医療法の規定は平等原則に反し違憲であると判断した(甲 A 5 7 6 の 1・八 1 (2) [1 4 頁から 1 5 頁])。

また、法律上同性のカップルには嫡出推定規定を適用しない国も存在するが、これらの国では法律上同性のカップルによる養子縁組が認められている(甲 A 5 6 9・I [1 3 9 頁]、同 II 1 [1 4 0 頁]、甲 A 5 7 3)。

その結果、現在では、法律上異性間の婚姻と法律上同性間の婚姻とで違いが存在しないか、または、婚姻の方式に関し宗教上の儀式以外の方法を認める（甲A103、甲A569）にとどまるなど、差異があっても極めて小さな差異にとどまるのが実情である。

#### 4 別制度モデルから、平等モデルへ

いわゆる「同性婚」を導入することに先駆けて、法律上同性のカップルの関係を公証し、一定の地位や法的効果を付与する制度である登録パートナーシップ制度や、一定の同棲関係に対して主に財産法上の法的効果を与える法定同棲、当事者の契約によって権利及び義務を設定し公的機関に登録することで第三者や国に対してカップルであることを対抗することができるようになる市民連帯協約（PACS）を導入する国々も存在した。

登録パートナーシップ制度を導入した国としては、例えば、デンマーク（1989年導入）、ノルウェー（1993年）、スウェーデン（1994年）、アイスランド（1996年）、オランダ（1998年）、ドイツ（2001年）、フィンランド（同年）、スイス（2004年）、ルクセンブルク（2004年）、ニュージーランド（同年）、英国（イングランド、ウェールズ）（同年）、オーストリア（2009年）、アイルランド（2010年）、英国（スコットランド）（2014年）、マルタ（同年）、イタリア（2016年）、英国（北アイルランド）（2019年）がある。また、法定同棲を導入した国としては、ベルギー（1998年）、スウェーデン（2003年）、アイルランド（2010年）、マルタ（2017年）、PACSを導入した国としては、フランス（1999年）がある（甲A103、甲A570、甲A571、甲A572）。

しかし、現在、上記に掲げた国のうちイタリアを除くすべての国において、①登録パートナーシップ制度等を廃止し、法律婚制度の対象を法律上同性のカップルにも拡大するか、②法律婚制度の対象を法律上同性のカップルにも拡大する一方で、登録パートナーシップ制度等を法律上同性か異性かにかかわらず利用な制度として維持するかしており、カップルの家族に関する制度の利用に関し、法律上同性のカップルと法律上異性のカップルに差がない状態となっている（同上）。

このような変化に関しては、司法が大きな役割を果たした。

例えば、ドイツでは、ドイツ連邦裁判所が、2009年7月の判例変更以降、法律上同性のカップルを対象とした生活パートナーシップと法律上異性のカップルを対象とした法律婚制度との間にあった、相続税・贈与税、公務員の家族手当、土地取得税の免税、所得税法の合算課税方式の適用について、婚姻と生活パートナーシップの差異が一般平等原則に反して違憲という判断を下していった。そのような流れを受けて、ドイツ連邦政府が、2015年に民法、行政手続法ほか行政法令、民事訴訟法、身分登録法、生活パートナーシップ法など合わせて32の法令において生活パートナーシップを婚姻と同様に扱う改正を行う「生活パートナーの権利の解決法」を制定するに至った（甲A571、甲A572、甲A576の1、同2、甲A577）。

また、オーストリアでは、2013年2月にヨーロッパ人権裁判所が、法律上同性カップルの相手方の子どもとの養子縁組を認めないことについて、ヨーロッパ人権条約14条（差別の禁止）に違反すると判断し、オーストリア憲法裁判所は、2013年12月の判決において、法律上異性のカップルに限定する生殖補助医療法の規定は平等原則に反し違憲であると判断した。さらに、同憲法裁判所は、2017年12月の判決において、法律上の同性のカップルは登録パートナー

シップ以外は利用できず、法律上異性のカップルは婚姻以外は利用できないことは、平等原則違反であり、性別のいかんにかかわらず双方の制度を利用することができるようにしなければならないと判断した(甲A103、甲A571、甲A576の1、同2)。

ドイツやオーストリアの状況は、法律上異性のカップルを対象とした婚姻と、法律上同性のカップルを対象とした登録パートナーシップの間で効果の差異を設けても、その差異を個々に平等扱いの観点から検討していくと平等原則違反となり維持できないことを如実に示している。

## 第5 家族分野における国際人権法上の認識の変革

国際人権法上の性的指向・性自認に基づく差別禁止原則の確立や、いわゆる「同性婚」の法制化の広まりに呼応する形で、法律上同性のカップルによる家族形成に関する、国際人権法上の認識も大きく変化していった。

### 1 事実婚と同等の保障

前述のとおり、1994年のトゥーネン対オーストラリア事件を皮切りに、自由権規約2条及び26条の「性(sex)」には性的指向も含まれ、これらの条文が性的指向に基づく差別も禁止しているとの理解が確立されたが、2000年代に入ると、事実婚にある法律上異性のカップルと法律上同性のカップルとの間の取扱いの差がこれらの条文に違反しないかが争われるようになった。

その先例となったのが、2003年のヤング対オーストラリア事件である。自由権規約委員会は、同事件に関する見解<sup>10</sup>において、法律婚と事実婚をしている法律上異性のカップルのみに遺族年金の受給資格を与え、法律上同性のカップルに同性同士であることを理由に受給資格を認めないことは、性的指向に基づく差別であり、自由権規約26条に違反すると判断した。この判断は、同じく法律上同性のパートナーの遺族年金受給権が問題となった2007年のX対コロンビア事件<sup>11</sup>にも踏襲された（甲A36 [154頁から155頁]、甲A55）。

その結果、2000年代に、自由権規約26条やそれに相当する人権条約上の条文の解釈として、法律上同性のカップルに対し、法律上異性のカップルの事実婚と同等の権利保障をすることが国家の義務であるとの理解が確立された（甲A36 [154頁から155頁]）。

日本に対しても、2008年10月の自由権規約委員会による第5回審査の総括所見の中で、法律上同性のカップルの人権状況について懸念が示され、自由権規約26条の解釈に沿って、公営住宅へのアクセスなどの便益に関し、事実婚状態にある法律上異性のカップルに付与されている便益と同等の便益が付与されることを確保する措置を講じるべきだとの勧告がなされた（甲A100・パラグラフ29）。2014年8月の第6回審査、2022年10月の第7回審査のそれぞれの総括所見などでも同様の勧告がなされた（甲A101の1、同2・パラグラフ11、甲A427、甲A428・パラグラフ10、11）。

---

<sup>10</sup> CCPR, Young v. Australia, Views of 18 September 2003, Communication no.941/2000. U.N.Doc.CCPR/C/78/D/941/2000.

<sup>11</sup> CCPR, X v. Columbia, Views of 30 March 2007, Communication no.1361/2005. U.N.Doc.CCPR/C/89/D/1361/2005.

## 2 家族形成の権利の保障と制度構築義務

2010年代に入ると、法律上同性のカップルの家族形成の権利に関し、さらなる展開が見られた。

ヨーロッパ人権条約8条は、私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を定める。従前は、同条に言う「家族生活」に法律上同性間のパートナー関係は含まれないと解されていた。しかし、2010年にヨーロッパ人権裁判所が下したシャルク・コップ対オーストリア事件判決<sup>12</sup>をきっかけに、法律上同性間のパートナー関係も、法律上異性間のパートナー関係と同様に同条の「家族生活」に該当するとの判断が確立された(甲A446 [脚注6]、甲A448 [294頁から296頁])。さらに、2015年にヨーロッパ人権裁判所が下したオリアリほか対イタリア事件判決<sup>13</sup>において、締約国は、ヨーロッパ人権条約8条に基づき、法律上同性のカップルが家族生活を実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとる義務(積極的義務)を負うことが確認された(甲A446 [2頁から4頁]、甲A449の1、同2)。

また、米州人権裁判所の2017年の勧告的意見<sup>14</sup>においても、法律上同性のカップルが、米州条約<sup>15</sup>11条2項の家族生活の尊重をうける

---

<sup>12</sup> Schalk and Kopf v. Austria, Judgment of 24 June 2010, Application no.30141/04.

<sup>13</sup> Oliari and Others v. Italy, Judgment of 21 July 2015, Applications nos.18776/11 and 36030/11.

<sup>14</sup> Inter-American Court of Human Rights, Gender Identity, and Equality and Non-Discrimination of Same-Sex Couples, Advisory Opinion OC-24/17, 24 November 17.

<sup>15</sup> 米州人権条約も、自由権規約やヨーロッパ人権条約と同じく、世界人権宣言を淵源とする条約であり、規定文言も共通している。また、米州人権条約は同種の人権条約の実行を参照しながら解釈することを原則としており(同条約29条d

権利を享有する関係性であることが認められている（甲A446 [5頁から7頁]、甲A450の1 [68頁から82頁]、同2、甲A451 [428頁から434頁]）。

上記はヨーロッパ人権条約8条や米州条約11条2項の解釈であるが、これらの条文は自由権規約17条に相当する条文であり、自由権規約17条と同様に世界人権宣言12条という同じ淵源を持つこと等から、自由権規約17条との関係でも、同じ解釈がとられるべきだとの理解が確立している。すなわち、自由権規約17条の解釈としても、法律上同性間のパートナー関係は、同条の「家族」に該当し、同条に基づき、法律上同性のカップルには家庭を形成する権利があり、法律上同性のカップルが家族生活を実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとることが締約国の義務なのである（甲A446 [2頁から4頁]）。

### 3 法律婚へのアクセスの保障

その後、自由権規約2条及び26条やそれに相当する人権条約上の条文の解釈として、法律上同性のカップルに対し法律婚へのアクセスを保障することが国家の義務であるとの理解が有力となった（甲A446 [5頁から7頁]）。

例えば、2015年5月の国連人権高等弁務官の報告書では、日本を含む加盟国に対し、性的指向や性自認に基づく差別解消措置として、法律上同性どうしの関係性やその子どもたちに法律上異性間の婚姻と等しい保障を与えることが明示的に勧告された（甲A277）。

---

号)、国際人権法の議論を的確に反映した解釈が展開されている（甲A446 [5頁]）。

また、コスタリカからの諮問に対して提出した2017年の勧告的意見において、米州人権裁判所は、法律上同性のカップルに別の制度を設けることは、差異やスティグマ化または見下しに繋がり、異性愛規範(heteronormativity)にもとづく固定観念による区別は差別であり条約違反にあたりと解釈し(上記勧告的意見 para. 224)、婚姻を法律上同性のカップルに認めることは、歴史的に抑圧されてきた手段に平等な尊厳を認めることと位置づけた(同 para. 225)。さらに、仮に別の制度が選択されるとしても、それは移行期と認識すべきであり、差別なき権利享有のためには、国内法にあるすべての法制度へのアクセスを認めることにより、平等と同等性を確保する義務があると結論づけた(同 paras. 226-228)(甲A446 [5頁から7頁]、甲A450の1、同2、甲A451 [428頁から434頁])。

日本に対する勧告においても、同様の考えが示されている。

例えば、2022年11月、自由権規約委員会は、日本に対し、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスは自由権規約2条及び26条に基づく自由権規約上の権利と位置付けたうえで、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを認めるための措置を講じることを明示的に勧告した(甲A427、甲A428・パラグラフ10、11、甲A599)。

また、国連人権理事会の普遍的定期審査においても、国レベルで法律上同性のカップルの婚姻を承認することを勧告する例が増えている。2017年11月の第3回普遍的定期審査では、スイスとカナダの2か国が、日本に対し、国レベルで法律上の同性カップルの婚姻を承認することを明示的に勧告し(甲A276の1、同2)、2023年1月から2月の第4回普遍的定期審査では、アメリカ、メキシコ、カナダ、デンマーク、アイスランドの5か国が法律上同性のカップルの

婚姻を承認することを明示的に勧告し、アルゼンチン、オーストリア、アイルランド、ニュージーランドの4か国が婚姻類似の制度の導入を勧告した(甲A429、甲A430)。

さらに、国連の女子差別撤廃委員会(CEDAW)は、女子差別撤廃条約に批准している各国の取組みを定期的に審査しているが、2024年10月30日、日本への第9回報告において、多数の勧告を含む最終見解を発表した。同委員会は日本に対し、その第52項(d)において、結婚、家族関係及びその解消の経済的結果に関する一般勧告第29号(2013年)に沿って、「(d)同性婚、国際私法に基づいて締結された婚姻及び登録された婚姻を認め、同性婚又は事実婚の女性による養子縁組を認める」よう勧告した(甲A938の1、2)。

## 第6 日本国内での国の施策 — 性的指向・性自認の尊重と差別の禁止

- 1 日本国内に目を転じると、1997年9月16日に下された府中青年の家事件・東京高裁判決(甲A57)を大きな契機として、日本国内でも、性的指向及び性自認の尊重は人権問題であるとの理解が進み、主に2000年代から、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害を防止する施策が様々に講じられるようになった。
- 2 国の施策について述べれば、例えば、2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、2002年3月に閣議決定された。同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」には、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記された(甲A590)。

同法に基づいて行われる「人権週間強調事項」(2009年から「啓発活動強調事項」)においても、2000年から、性的指向や性自認を理由とする差別の禁止が明記されるようになった(甲A75)。さらに、法務省人権擁護局は「主な人権課題」として「性的指向」と「性同一性障害」を掲げ、啓発活動を行なっている(甲A76)。

その他にも、自殺総合対策大綱において、法務省、文部科学省、厚生労働省において、性的マイノリティへの支援の充実に取り組むこと等が記載された(甲A52 [27頁から28頁等])。

- 3 さらに、2023年6月に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)(いわゆるLGBT理解増進法)が成立した。同法3条は、性の多様性に関して、国、地方公共団体、事業主、学校設置者が行う施策が、全ての国民は「その性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との理念と「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならない」との認識のもとになされるべきことを定めている(甲A534)。これは、人の性の多様性と性的指向・性自認による人権の否定や差別が許されないという普遍的認識が、わが国の法秩序の基本を構成することを実定法によって確認した意味を持つものである。

## 第7 日本国内での地方自治体の施策

地方自治体でも性的少数者の人権侵害を防止する施策が講じられている。その施策の内容は、性的指向及び性自認の尊重、差別の禁止にとどまらず、法律上同性のカップルの家族形成支援、子の養育支援も

含まれている。また、法律上同性のカップルに対し、養育里親を委託する動きも広がっている。

## 1 性的指向・性自認の尊重、差別の禁止

2000年に、東京都人権施策推進指針に、「性同一性障害者」や「同性愛者」をめぐるさまざまな問題が人権問題として記載された(甲A86 [8頁から9頁])のをはじめ、性的少数者、性的指向、性自認等に言及する条例・計画・指針等の作成が進められていった(甲A87 [23頁以下])。

そして、大阪府泉南市「男女平等参画推進条例」(2012年施行)(甲A88)、東京都文京区「男女平等参画推進条例」(2013年施行)(甲A89)、東京都「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」(2018年施行)(甲A93)等をはじめとして、全国各地の多数の自治体で、性的指向・性自認の尊重ないし差別禁止を掲げる条例等が制定されるに至っている。一般財団法人地方自治研究機構の調査によれば、2024年4月6日時点で、その数は、1都1府7県53市11区9町の82自治体に上る(甲A612 [3頁から9頁<sup>16</sup>])。また、性的指向や性自認を本人の同意なく暴露する「アウトティング」については、同日時点で少なくとも29の自治体が条例で明記している(同上 [17頁])。

また、全国知事会は、2023年7月26日、山梨宣言を出し、「少子化・人口減少が進む中で、我が国が今後も持続的に発展していくため、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向・性自認などの

---

<sup>16</sup> なお、同頁の一覧表は85行あるが、そのうち、三重県、東京都国立市、東京都渋谷区が2回記載されている。

違いにかかわらず、多様性が尊重され、誰もが、個性や能力を最大限発揮し、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現に向けた取組を推進していく。」として、人々の有する違いの中で「性的指向・性自認」を明示し、幸福を実感できる社会の実現に向けた取組の推進を宣言した（甲 A 6 1 3、甲 A 6 1 4）。

## 2 家族形成支援のための施策

(1) さらに、法律上同性のカップルの家族形成支援のための施策として、2015年以降、多くの地方自治体において条例や要綱などに基づき法律上同性のカップルの関係を証明するいわゆるパートナーシップ制度導入が進んでいる。

渋谷区では、2015年3月に成立した「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」（甲 A 9 4）に基づき、同年11月、パートナーシップ証明制度が始められた（甲 A 9 5）。同月には、世田谷区でも、同性パートナーシップ宣誓制度が始められた（甲 A 8 7 [126頁]、甲 A 9 6）。

公益社団法人 Marriage For All Japan の調査によれば、2025年4月1日までの時点で、条例や要綱などでパートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入済みの自治体数は少なくとも524自治体となり、これにより人口比率では約92.68%相当の人々が居住する自治体がパートナーシップ制度を導入したこととなる（甲 A 9 0 2 の1、2）<sup>17</sup>。なお、人口カバー率は、2022年9月30日現在では

---

<sup>17</sup> なお、パートナーシップ制度導入自治体も、また、後述するファミリーシップ制度導入自治体も、国等の公的機関が導入自治体数を適宜調査し発表するといったことは行われていない。そのため、導入状況の把握は困難であり、実際にはより多くの自治体で導入されている可能性がある。

55. 3% (甲A329)、2023年5月14日現在では68.4% (甲A357)、2024年4月1日現在では約85% (甲A615) であり、パートナーシップ制度が最近に来て急速に広がっていることがわかる。

(2) 法律上同性のカップルの住民票の続柄に関する取り組みを行う地方自治体も現れている。

これまでも、地方自治体のパートナーシップ制度に基づく宣誓を行った法律上同性のカップルについて、住民票の続柄を(単なる「同居人」でなく)「縁故者」として登録することを可能とするケースはあったが(甲A903)、上記は更に進んで、戸籍上の性別が法律上同性同士のカップルであれば、世帯主から見てパートナーを「夫(未届)」などと記載することができるものであり、例えば長崎県大村市、香川県三豊市、栃木県鹿沼市、鳥取県倉吉市、京都府与謝野町、愛知県犬山市、神奈川県横須賀市、三重県伊賀市、東京都世田谷区・中野区などが導入した自治体として報道・公表されている(甲A669の1~3、甲A852~856、甲A904の1~7)。

(3) 地方自治体独自の手当金や見舞金などの受給対象者に法律上同性のパートナーを加える自治体も増えている。

例えば、世田谷区では、新型コロナウイルス感染症にり患して死亡した場合に遺族が受領できる傷病手当金につき、法律上同性のパートナーも申請できるようにしたり(甲A130)、水門の閉鎖などに従事して死亡した場合に支給される遺族への補償金や災害の犠牲者の遺族に支給する災害弔慰金について法律上同性のパートナーも支給対象とするなどの取り組み(甲A478)が行われている。

また、例えば、本上告理由書提出日現在、犯罪被害支援制度の見舞金制度のある 14 政令市のうち、札幌市（甲 A 1 3 2、甲 A 6 1 6）、大阪市（甲 A 1 3 1）、新潟市（甲 A 4 1 0）、広島市（甲 A 4 1 1）を含む、11 政令指定都市が遺族の範囲にパートナーシップ制度を根拠に同性パートナーを含むと明文化している（甲 A 6 1 7）。そのほか、大分県では臼杵市（甲 A 4 0 9）において先行的に同様の制度が導入されていたが、2024 年 4 月 1 日に大分県でパートナーシップ制度が開始されると共に、県内の 18 市町村すべての自治体における共通サービスとして、宣誓制度利用者には、公営住宅への入居だけでなく、自治体が行う犯罪被害者見舞金の支給も認められることとなった（甲 A 6 1 8・【宣誓制度により利用対象となる各市町村の「共通サービス」】と題する表参照）。

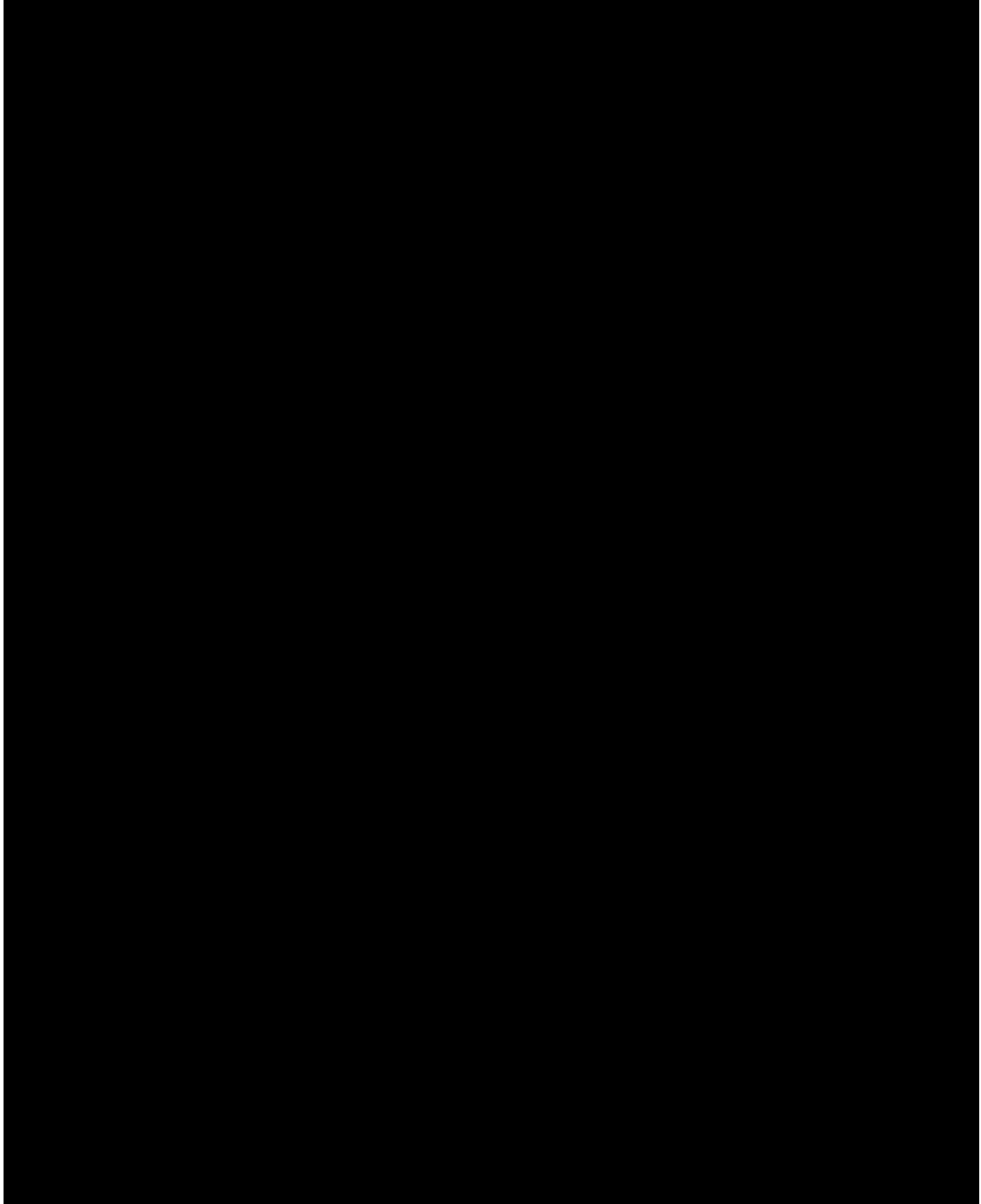
- (4) 東京都や世田谷区のように、地方自治体の職員を対象に、法律上同性のカップルの職員に結婚休暇、出産支援休暇、子の看護休暇、忌引き、介護休暇などの利用を認める取組みもされている。また、従来、扶養手当や住居手当の支給等は、法律婚・事実婚に限られていたため、東京 23 区の給与制度などを調整する「特別区人事・厚生事務組合」が、職員の扶養手当などについて同性パートナーも配偶者と同等とみなして支給するよう、各区に通知した。これを受けて、東京都の各区は、パートナーシップ制度の利用者も上記の手当て等の支給を受けられるように条例を改正する動きを行っている（甲 A 6 1 9、甲 A 4 7 7）。

### 3 親子関係に関する施策

- (1) 法律上同性のカップルによる子育て

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

法律上異性のカップルと同じように、少なくない数の法律上同性のカップルが、生殖をし、次世代を担う子を育てている。



<sup>18</sup> 令和6年(ネオ)第936号上告提起事件等

<sup>19</sup> 令和7年(ネオ)第107号「結婚の自由をすべての人に」訴訟上告提起事件等

上記はほんの数例であり、少なくない数の法律上同性のカップルが、子を産み、育てることを実践している（甲 A 3 2 1、甲 A 5 9 7 の 1 [ 2 0 頁から 5 6 頁 ] ）。

## (2) 親子関係を証明する制度の導入

上記のように少なくない数の法律上同性のカップルが子育てをしていることを踏まえ、カップルの当事者間の関係を証明するだけでなく、カップルが養育する子どもとの関係も含めて証明する、いわゆるファミリーシップ制度の導入も進んでいる（甲 A 3 3 0、甲 A 3 3 1、甲 A 3 3 2、甲 A 4 8 0、甲 A 6 2 0、甲 A 9 0 2 の 1、2）。

赤旗新聞の調査によれば、2024年4月1日の時点でパートナーシップ制度を導入している456自治体のうち47%にあたる216自治体がファミリーシップ制度を導入している。同新聞が2022年8月に調査した際は、パートナーシップ制度を導入していた225自治体のうちファミリーシップ制度を導入していた自治体数は42自治体であり、今回の調査で同制度導入自治体数はその5倍となった（甲 A 3 3 2、甲 A 6 2 0）。

## (3) 養育里親の委託

法律上同性のカップルに対し、児童福祉法に基づく里親制度に関し、養育里親を委託する動きも広がっている。

2018年10月に東京都が自身の里親の認定基準を見直したことにより、児童相談所がある69の自治体のすべてにおいて、法律上同性のカップルも養育里親としての認定を受けられることとなった（甲 A 3 2 4、甲 A 3 2 7）。厚生労働省も、2019年10月に、法律上同

性のカップルも養育里親として認定が可能であることを改めて周知する通知を出している（甲 A 3 2 6）。

法律上同性のカップルに対し養育里親の認定を行った事例として初めて報道されたのは、大阪の事例である（甲 A 3 2 5）。これを受けて、塩崎厚生労働大臣は歓迎するコメントを発表した（甲 A 4 6 4）。

報道などによれば、兵庫（甲 A 3 2 5 [6 頁]）、愛知（甲 A 3 2 8、甲 A 6 4 0 [3 頁]）などでも養育里親としての認定例がある。

#### (4) 補論：性的少数者による子育てについての考え方

なお、法律上同性のカップルによる子育てに関し子の福祉の観点から懸念を示す意見がないわけではない。

しかし、子の福祉の観点から親としての責務を十分に果たしうるかどうかは、親の性自認や性的指向によって決まるのではなく、温かい愛情と正しい理解を持って子を養育する意思、能力、環境などがあるかどうかによって決まることが、科学的にも実証されている（甲 A 5 の 1、同 2、甲 A 5 9 7 の 1 [10 頁から 19 頁]）。

また、被上告人国自身もこれを当然の前提としている。そのことは、児童福祉法に基づく里親制度において、法律上同性のカップルに対して養育里親を委託することが認められており（甲 A 3 2 6）、実際、養育里親の認定例が存在すること（甲 A 3 2 5、甲 A 3 2 5 [6 頁]、甲 A 3 2 8）、塩崎厚生労働大臣の発言（甲 A 4 6 4）、根本厚生労働大臣の答弁（甲 A 4 6 6 [19 頁]）や厚生労働省子ども家庭局局長の発言（甲 A 4 6 7）などからも裏付けられる。

## 第 8 国会の動き

国会では、野党から、法律上同性のカップルの婚姻を認めるために、民法の一部を改正する法律案が、2019年6月（甲A84、甲A239）と、2023年3月（立憲民主党・社民党案（甲A523）、日本共産党案（甲A524）に、それぞれ提出された。

ただし、政府・自由民主党がいわゆる「同性婚」の導入には反対の方針を取っているため（甲A542〔3頁〕）、いずれも審議にすら入らず、廃案となっている。また、法制審議会が開催されたことも、内閣提出法案の提出が検討されたこともない。

## 第9 日本国内の民間の取り組み

民間企業でも多様なセクシュアリティに配慮した取り組みが進んでいる。

一般社団法人日本経済団体連合会は、2017年5月16日に「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」という提言を發表し、傘下企業に性的少数者の理解促進や差別禁止の必要性を呼び掛けた（甲A99）。日本労働組合連合会も、同年、「性的指向及び性自認（SOGI）に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を發表し、すべての労働者が性的指向・性自認に関する差別を受けることなく安心して働ける環境の整備に向けて、労働組合がそれぞれの職場において事業主に働きかけていくことが重要であると表明した（甲A621〔16頁〕）。

また、男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法に基づき厚生労働省が定めた各ハラスメント防止ガイドラインにおいて、事業主は、性的指向・性自認に基づくいやがらせ等を防止する措置を講ずべきことが明記された（甲A621〔10頁から12頁〕）。

これらの動きを背景として、性的少数者である社員が自らの性的指向や性自認を気にすることなく活躍できる職場環境を整えることの重要性が意識されるようになり、社員が遵守すべき行動規範に性的指向・性自認を理由とする差別をしないことを明記し、理解促進のための研修やセミナーを社内で開催したり、相談窓口を設ける動きが、国内の多くの企業の間で広まっていった。さらに、法律上同性のパートナーを法律婚による配偶者と同等とみなし、結婚、出産時等の休暇を適用する例や家族手当の対象とする例、法律上同性のパートナーの子を社内制度上「子」として扱うファミリーシップ申請制度を導入した例等、法律上同性のカップルの家族形成・子育ての支援を、法律上異性のカップルと同様に扱う取り組みを行う動きも同様に拡大していった（全体的な動向について、甲A621、甲A622、個別の取組みについて、甲A333から甲A343、甲A413、甲A418、甲A623、甲A624、甲A625など）。

また、対顧客との関係でも、携帯電話の家族割に法律上同性のパートナーを選択できるようにしたり（甲A415から甲A417）、住宅ローンの連帯債務者や生命保険の保険金受取人を法律上同性のパートナーにも拡大するなどの取組みもされている（甲A414、甲A626、甲A627）。

このような性的少数者に対する企業や自治体の取り組みを評価する指標として「PRIDE指標」があり、2016年から毎年、認定企業の公表が行われている。2022年度は、318社（グループ・複数社連名応募含むと合計701社）がゴールド認定された（甲A487、甲A488）。2023年度は、ゴールドが326社、シルバーが56社、ブロンズが15社で（甲A676）、2024年度は、ゴ

ールドが 388 社、シルバーが 52 社、ブロンズが 21 社である (甲 A 910)。

## 第 10 世論の動向

### 1 いわゆる「同性婚」の導入に関する世論

各種世論調査によれば、いわゆる「同性婚」の導入に対する賛成意見も過半数を超え、その割合は増加し続けている。

例えば、国立社会保障・人口問題研究所が 2022 年に実施し、2023 年 8 月 22 日に発表した第 7 回「全国家庭動向調査」の調査結果によれば、「男性どうしや、女性どうしの結婚 (同性婚) を法律で認めるべきだ」への賛成の割合は 75.6% となり (甲 A 468、甲 A 606 [75 頁])、賛成の割合が 2019 年 9 月に発表された第 6 回の調査の結果 69.5% (甲 A 133、甲 A 185、甲 A 635 [49 頁から 50 頁]) から約 6 ポイント上昇した。

報道各社が行った世論調査でも、以下のとおり、いわゆる「同性婚」の導入に関し日本国民の多くが賛成している。

[2023 年 2 月実施]

共同通信社 (甲 A 419)	同性婚を認める方が良い 64.0% 認めない方が良い 24.9%
NHK (甲 A 469)	男性同士、女性同士の結婚を法律で認めることに 賛成 54% / 反対 29%
NNN・読売新聞 (甲 A 470)	同性婚を法律で認めること 賛成 66% / 反対 24%

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 東京二次訴訟上告審提出の書面です。

毎日新聞 (甲 A 4 7 0)	同性婚を法的に認めること 賛成 54% / 反対 26%
朝日新聞 (甲 A 4 0 2)	同性婚を法律で認めるべきか 認めるべきだ 72% 認めるべきではない 18%
FNN/産経新聞 (甲 A 3 5 2、甲 A 4 7 0)	同性婚の法制化 賛成 71.0% [注: 全体として、反対意見が何パーセントであったかについては言及がない]
日本経済新聞社 (甲 A 4 7 1)	同性婚を法的に認めること 賛成 65% / 反対 24%

[2023年5月実施]

共同通信社 (甲 A 4 7 4)	同性婚を認める方が良い 71% 認めない方が良い 26%
NHK (甲 A 4 7 3)	同性同士の結婚が 法的に認められるべき 44% 法的に認められるべきでない 15%
JNN (甲 A 4 7 2)	同性婚を法的に認めることに 賛成 63% / 反対 24%

[2024年4月実施]

北海道新聞社 (甲 A 8 9 9)	同性同士の結婚(同性婚)を 認めるべきだ 76%
-----------------------	-----------------------------

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	認めるべきでない	22%
--	----------	-----

[2024年5月実施]

共同通信社	同性婚を認める方が良い	73%
(甲A901の1、同2)	認めない方が良い	25%

## 2 社説

結婚の自由をすべての人に訴訟の関連訴訟の一つである北海道訴訟に関し、札幌高裁は、2024年3月14日の判決において、「本件規定は、異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法24条の規定に照らして、合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っている」といった理由から、現行の民法及び戸籍法の諸規定は憲法24条及び憲法14条に違反すると判断した(甲A603)。

上記札幌高裁判決については様々な新聞が社説で取り上げ、肯定的に評価をしている。また、政府・国会に対し、直ちにいわゆる同性婚の法制化に動かなければならないと強く警鐘を鳴らした(毎日新聞(甲A628)、北海道新聞(甲A629)、日経新聞(甲A630)、東京新聞(甲A631)、朝日新聞(甲A632)など)。

## 3 婚姻に関する意識

国立社会保障・人口問題研究所が、2015年に行った第15回出生動向基本調査および2021年に行った第16回出生動向基本調査によれば、「結婚に利点がある」と回答した者は、第15回調査で

は、男性が64.3%、女性が77.8%、第16回調査では、男性が63.3%、女性が70.9%であった(甲A633[15頁]、甲A634[22頁の注])。第15回調査では、具体的な利点として、「自分の子どもや家族を持てる」と回答した者が、男性で35.8%、女性で49%と最も多く、続いて「精神的な安らぎの場が得られる」と回答とした者が、男性は31.1%、女性は28.1%であった(甲A633[15頁から16頁])。他方、第16回調査では、男性では、「精神的な安らぎの場が得られる」が具体的な利点と回答とした者が33.8%と最も多く、続いて「自分の子どもや家族を持てる」と回答した者が31.1%となった。女性は、「自分の子どもや家族を持てる」と回答した者が、39.4%と最も多く、続いて「精神的な安らぎの場が得られる」と回答とした者が25.3%であった(甲A634[22頁])。

同研究所が2022年に行った第7回全国家庭動向調査によれば、「夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる」との調査項目について、「まったく賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した者は20.2%であり、「まったく反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した者は79.8%であった。「まったく賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した者の割合は同研究所が2008年に行った調査における35.8%、2013年に行った調査における32.1%、2022年に行った調査における24.7%から減少している。(甲A606[81頁])。

## 第11 いわゆる「同性婚」に賛成する各種団体の意見

2019年7月18日、日本弁護士連合会から、人権救済申し立てに対する意見書が公表され、国に対し、いわゆる「同性婚」の不整備

は憲法違反であり、関連法令の改正を速やかに行うべきという旨の意見が表明された(甲A111)。日弁連は、2023年6月にも同趣旨の声明を出している(甲A517)。各地方弁護士会からも、同様の声明が繰り返し出されている(甲A129、甲A497から甲A516、甲A518、甲A912から甲A921、甲A940、甲A941など)。

その他にも、在日アメリカ商工会議所その他の在日商工会議所による2018年9月のビューポイント(甲A122、甲A123)やジェンダー法学会の2023年3月の理事会声明(甲A490)など、様々な民間団体がいわゆる「同性婚」の導入を提言している。

さらに、婚姻の平等に賛同する企業を可視化するための日本で活動する三つの非営利団体によるプロジェクトである「Business for Marriage equality」に関し、2024年5月8日時点で、493の企業・団体が、婚姻の平等(いわゆる「同性婚」の法制化)への賛同を表明しており、かかる賛同企業団体の数は増加の一途を辿っている(甲A636)。

公的な機関としては、例えば、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」である日本学術会議(日本学術会議法2条)が、2017年9月に、婚姻の性中立化を提言している(甲A121 [ii 頁])。

また、中野区(2023年7月)(甲A481)、小金井市(2021年12月)(甲A637、甲A638)、福岡市(2023年6月)(甲A482)、豊前市(2022年11月又は12月)(甲A483)など複数の自治体が、いわゆる「同性婚」に関する議論を促進することを求める意見書を決議した。東京都国立市の市議会では、2024年11月21日、法律上同性の者同士の婚姻制度導入を求める国に対する意見書提出が決議された(甲A906)。

2018年7月には、全国の20の指定都市の市長による指定都市市長会が、「国は（略）パートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進や自治体の取組を促進するような支援を行うことが必要」などとする国に対する「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度の取組の強化に関する指定都市市長会要請」を全会一致で採択し、内閣府に同要請を提出した（甲A97、甲A98）。2024年12月23日、東京都港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、墨田区、足立区、江戸川区の10区長が連名で、法律上同性のパートナーに関する権利や制度等の検討を求め、総務大臣および厚生労働大臣宛の要望書を阿部知明総務省自治行政局長および朝川知昭厚生労働政策統括官に提出した（甲A907）。

## 第12 司法の判断

日本の司法においても、近年、性的少数者の権利を保障する判断が続いている。その主要なものを掲げれば、以下のとおりである。

### 1 府中青年の家訴訟 東京地裁判決・東京高裁判決

上記事件では、東京都による同性愛者団体の青年の家宿泊利用不承認処分の違法性などが争われた。

一審の東京地裁（1994年3月30日判決）（甲A6）も、控訴審の東京高裁（1997年9月16日判決）（甲A57）も、同性愛者が宿泊施設内において性行為を行う一般的な可能性があることを理由に同性愛者の宿泊利用を一切拒否したことは裁量権の逸脱であり、違法だとの判断を示し、東京都に対し慰謝料の支払いを命じた。

なお、東京高裁は、判決文中において、「平成二年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正

確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たるものとして許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成二年当時においても同様である。」との言及を行った（同上 [13頁]）。

## 2 不貞行為にかかる損害賠償請求事件 宇都宮地裁真岡支部判決

上記事件では、夫婦同然の関係にあった法律上同性のカップルの一方が行った不貞行為の違法性が争われた。

2019年9月18日に言い渡された宇都宮地裁真岡支部の判決では「同性カップルであっても、その実態を見て内縁関係と同視できる生活関係にあると認められるものについては、それぞれに内縁関係に準じた法的保護に値する利益が認められ、不法行為法上の保護を受けうる」（甲A35の1 [7頁]）としたうえで、不貞行為を認定し、慰謝料の支払いを命じた。

2020年3月4日に言い渡された東京高等裁判所の控訴審判決（甲A35の2）も、「男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあった」と認定し、両当事者が「少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準じる関係から生じる法律上保護される利益を有する」として一審の結論を維持した。

## 3 「結婚の自由をすべての人に」訴訟 各地裁判決・高裁判決

(1) 「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上同性のカップルに対し婚姻を認めない現行の民法・戸籍法の諸規定（以下、「**本件諸規定**」という。）が憲法24条、14条1項などに違反するとして、国等に対し慰謝料の支払いを求める訴訟である。札幌、東京、大阪、名古屋、福岡の5地域で提訴され、本上告理由書提出日現在、6つの訴訟が貴庁に係属している。

(2) 2021年3月17日、札幌地裁は、結婚の自由をすべての人に訴訟に関し初めてとなるその判決において、本件諸規定は、「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供していない」限度で、憲法14条1項に違反するとの判断を示した（甲A171）。

2022年6月20日、大阪地裁は、本件諸規定の違憲性を認めなかったものの、「同性間の婚姻等の制度の導入について何ら法的措置がとられていないことの立法不作為が、将来的に憲法24条2項に違反するものとして違憲になる可能性はある」とした（甲A248）。

2022年11月30日、東京地裁（一次）は、「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にある」との判断を示した（甲A322）。

2023年5月30日、名古屋地裁は、「本件諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で」、憲法24条2項及び憲法14条1項に違反するとの判断を示した（甲A457）。

2023年6月8日、福岡地裁は、「同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定はもはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法24条2項に違反する状態にある」との判断を示した(甲A456)。

2024年3月14日、本件の第一審判決は、本件諸規定及び「同性カップル等が婚姻による法的利益と同様の法的利益を享受したり、社会的に公証を受ける利益を享受したりするための制度が立法されていない状況」が憲法24条2項に違反する状態との判断を示した。

- (3) さらに、同日、札幌高裁(甲A603)は、初の高裁判決となるその判決において、「本件規定は、異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法24条の規定に照らして、合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っている」(同22頁から23頁)との理由から、本件諸規定は憲法24条に違反すると判断した。また、同様の理由から、本件諸規定は憲法14条に違反するとも判断した(同26頁から27頁)。

2024年10月30日、東京高裁(一次)は、「現行の法令が、民法及び戸籍法において男女間の婚姻について規律するにとどまり、同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取り扱い

いをするものであって、憲法 14 条 1 項、24 条 2 項に違反する」と判断した（甲 A 7 1 0）。

2024 年 12 月 13 日、福岡高裁は、「本件諸規定のうち、異性婚のみを婚姻制度の対象とし、同性のカップルを婚姻制度の対象外としている部分は、異性を婚姻の対象とすることができず、同性の者を伴侶として選択する者の幸福追求権、すなわち婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利に対する侵害であり、憲法 13 条に違反するものといわざるを得ない」とし、憲法 13 条違反を認めるとともに、憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項にも違反すると判断した（甲 A 8 3 5）。

2025 年 3 月 7 日、名古屋高裁は、「同性カップルに法律婚制度を利用することができるようにすることによって具体的な弊害が生じるとは言い難いにもかかわらず、同性カップルが、法律婚制度を利用することができないことによって、法的利益や各種の社会的利益を享受することができないという不利益を受け、特に医療行為に関しては、同性パートナーだけでなく、養育している子の生命身体に直結する不利益が想定される上、そもそも婚姻そのものに個人の尊厳と結び付いた本質的価値があるため、法律婚制度の本質的価値を享受することができずに個人の尊厳が損なわれているという不利益を受けている」として、憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項違反を認めた（甲 A 9 2 2）。

さらに、それまでの「結婚の自由をすべての人に」訴訟において唯一の合憲判決であった大阪地裁判決（甲 A 2 4 8）に対し原告側が控訴していたところ、2025 年 3 月 25 日、大阪高裁は、法律上同性の者同士の婚姻制度が存しない現行法規定につき憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項に違反すると判断した（甲 A 9 2 3）。

上記の各地裁判決・高裁判決のいずれもが、法律上同性のカップルも、法律上異性のカップルと同様、「婚姻の本質」を伴う関係を築くことができる、又はそのことを当然の前提とした判示をしている。また、「性的指向及び同性間の婚姻の自由は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容を構成し得る重要な法的利益」（上記札幌高裁判決 14 頁）、「婚姻の本質が、一人と一人の親密かつ永続性のある人的結合関係を形成することによる充足感や満足感を得ることにあるということからすれば、同性カップル等にとっても、上述したような婚姻の本質を享受することは、重要な人格的利益である」（本件の第一審判決 39 頁 14 行目から 16 行目）など、それぞれ表現は異なるものの、いずれの判決も、法律上異性のカップルだけでなく、法律上同性のカップルにとっても、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて、婚姻制度や家族制度により法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重大な人格的利益に該当することを認めている。

#### 4 特例法違憲最高裁大法廷決定

上記事件では、性同一性障害者が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）（以下「**特例法**」という。）3 条 1 項 4 号の憲法適合性が争点の一つとなった。

上記要件については、最高裁第二小法廷 2019 年 1 月 23 日決定（以下「**2019 年決定**」という。）において合憲との判断が示されていたが、最高裁判所大法廷は、2023 年 10 月 25 日の決定（以下「**2023 年大法廷決定**」という。）において、2019 年決定以

降の社会の変化等を考慮したうえで、「身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫」っているとして、憲法第13条に違反して無効であるとの判断を下した（甲A533〔9頁〕）。

なお、特例法3条1項2号は、性同一性障害者につき性別の取扱いの変更の審判が認められるための要件として「現に婚姻をしていないこと」を定めているところ、最高裁第二小法廷は、2020年3月11日決定（最高裁令和元年（ク）第791号）（以下「**2020年決定**」という。）において、同規定について、現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえないから、国会の裁量権の範囲を逸脱するということはできず、憲法13条、14条1項、24条に違反するとはいえないとの判断をした。しかし、最高裁が、2023年大法廷決定において、2019年決定以降の社会の変化等を考慮したうえで、2019年決定の判断を変更したこと、この別冊で述べたとおり社会の変化等が十分に存在すること等を踏まえれば、最早2020年決定の判断を維持することはできない。

## 5 犯給法最高裁第3小法廷判決

上記事件では、法律上同性のパートナーが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）（以下、「**犯給法**」という。）に基づく遺族給付金の支給対象者である「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

った者」(同法5条1項1号かっこ書き)に該当するかどうか争われた。

原審である名古屋高等裁判所は、「『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』は、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっていると解するのが自然であって、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得るものと解することはできない。」との理由から、請求を棄却した(甲A596)。

しかし、最高裁判所第三小法廷は、2024年3月26日の判決において、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的「打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。」「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でない」、「犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当し得ると解するのが相当である。」との理由から、原判決を破棄し、原審に差し戻した(甲A639[3頁から4頁])。

## 6 氏の変更許可申立事件審判

愛知県に住む男性が、法律上同性のパートナーと同じ氏への変更を求めた申立てについて、名古屋家庭裁判所は、2024年3月14日、氏の変更を認める審判を下した。同家庭裁判所は、審判の中で、

申立人と同性パートナーは「互いに円滑にコミュニケーションをとって協力しながら、子育てを中心とした安定した生活を継続して」おり、「婚姻し育児をしている異性同士の夫婦と実質的に変わらない生活実態にあると認められ」、「男女が相協力して生活を営む結合としての夫婦と同様で」あり、「婚姻に準じる関係にある」と認定した（甲A640 [3頁]）。また、申立人と同性パートナーの氏が異なることにより事情を知らない第三者に性的指向についてカミングアウトすることが必要となる可能性が高いといった申立人の諸々の懸念は合理的であり、「申立人と同性パートナーのような性的指向が少数派に属する者が、現状において、日常生活の様々な場面で、差別感情や偏見に基づく不利益な取扱いを受ける可能性」があり、「性的指向の、意に沿わないカミングアウトをしなければならない状況が生じることは、それ自体」、「社会生活上の著しい支障になるといえる」として、氏を変更する「やむを得ない事由」があると判断した（甲A640 [4頁から6頁]、甲A641、甲A642）。

### 第13 まとめ

以上述べた諸々の事情から裏付けられるように、性的少数者を異常なもの、劣ったものと位置づけてきたいわゆる「異性愛規範」、「シスジェンダー規範」は、それを支えた科学的知見の転換を大きな契機として見直され、社会運動や国際人権法上の取り組み等と協働し、法的にも社会的にも正当性と合理性を失った。

それに代えて、性自認・性的指向に基づく差別は許されないという規範が日本の国内外において確立した。さらに、婚姻制度・家族制度の分野においても、法律上同性のカップルを法律上異性のカップルと平等に取り扱うべきだとの規範意識が掲載され、広く共有されるに至

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

っている。本件の判決においてはこのような憲法制定後の社会状況等  
の変化を踏まえた判断が示されなければならない。

以 上